

## 川崎市公害研究所放射線障害予防要領

### （目 的）

第1条 この要領は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)第21条第1項の規定に基づき、川崎市公害研究所(以下「研究所」という。)における放射性同位元素装備機器(以下「機器」という。)の使用、管理等について必要な事項を定め、もって放射線障害を防止し、職員の安全を確保することを目的とする

### （定 義）

第2条 この要領において「機器」とは、エレクトロン・キャプチャ・ディテクタを装備したガスクロマトグラフ及び重油硫黄量測定装置をいう。

### （管理区域）

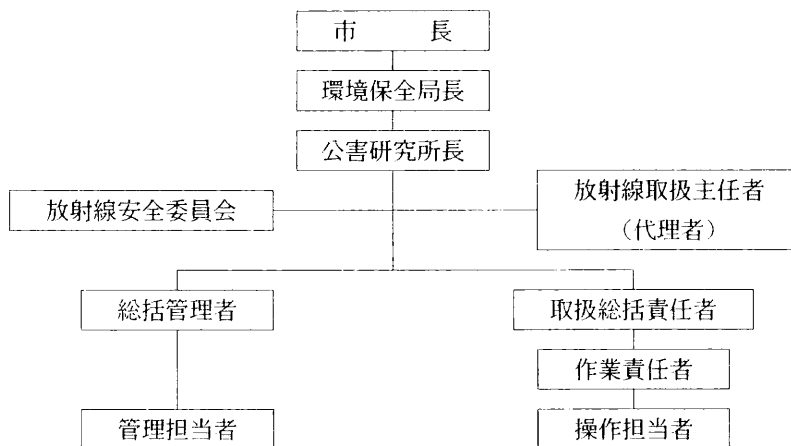
第3条 管理区域は、機器とし、当該区域の境界は、機器の表面とする。

### （防止義務）

第4条 機器等の管理又は取扱業務に従事する者は、法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和35年政令第259号)、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。)及びこの要領の定めるところに従い、放射線障害の防止に努めなければならない。

### （組 織）

第5条 放射線障害防止のための組織は、次のとおりとする。



(放射線安全委員会)

第6条 放射線安全委員会(以下「委員会」という。)は、放射線障害を防止し、職員の安全を確保するために必要な事項を調査審議する。

2 委員は、放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)、主任者の代理者(以下「代理者」という。)及び次の職にある者をもって充てる。

- (1) 研究所長
- (2) 主幹(事務担当)
- (3) 主幹(大気研究担当)
- (4) 主幹(水質研究担当)

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は研究所長を、副委員長は主任者をもって充てる。

4 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員会は、調査審議事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

7 委員会の庶務は、研究所事務担当において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(主任者等の選任)

第7条 市長は、法第34条第1項又は法第37条第1項及び第2項の規定に基づき、第1種又は第2種放射線取扱主任者免状の所有者の中から主任者及び代理者を選任しなければならない。

2 前項に規定する主任者及び代理者は、環境保全局長の推薦した者の中から市長が指名する。

(主任者の職務)

第8条 主任者の職務は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 川崎市公害研究所放射線障害予防要領の制定及び改廃の案の作成に関すること。
- (2) 放射線障害防止のための重要な計画の企画及び立案に関すること。
- (3) 法令に基づく申請、届出及び報告に関すること。
- (4) 事故、機器の異常等の発生原因の調査に関すること。
- (5) 機器の管理、取扱い等に係る指導、助言及び勧告に関すること。
- (6) 機器に係る使用状況書、帳簿その他の書類の監査に関すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、放射線障害の防止に必要な事項に関すること。

(代理者の職務)

第9条 代理者は、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができないときは、その職務を代理する。

(総括管理者)

第10条 機器及び機器を使用する室(以下「室」という。)及び当該室の電気設備、給排水設備及

び給排気設備の適正な管理を行うため、総括管理者を置き、当該管理者は、主幹（事務担当）をもって充てる。

（管理担当者）

第11条 機器等の管理を行うため、管理担当者を置き、当該担当者は、研究所長が指名する。

2 管理担当者の職務は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 総括管理者の補佐に関すること。
- (2) 機器の保管に関すること。
- (3) 放射線の測定に関すること。
- (4) 放射線測定機器の保守及び管理に関すること。
- (5) 機器取扱いに係る教育及び訓練計画の企画及び実施に関すること。
- (6) 第2号から前号までに規定する事項の記録の作成及び保存に関すること。
- (7) 法令に基づく届出等の事務手続き、関係行政機関との連絡及び調整に関すること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、機器等の管理に必要な事項に関すること。

（取扱総括責任者）

第12条 機器の取扱い及び保守並びに室の使用責任者として、取扱総括責任者を置き、当該責任者は、主幹（大気研究担当）及び主幹（水質研究担当）をもって充てる。

2 取扱総括責任者は、放射線障害防止のために必要な措置を講ずるとともに、常に総括管理者と協議し、放射線障害の防止に努めなければならない。

（作業責任者）

第13条 機器の安全な取扱いを図るため、作業責任者を置き、当該責任者は、取扱総括責任者が指名をする。

2 作業責任者は、取扱総括責任者の指示を遵守するとともに、機器の取扱い、保守等について正確に記録しておかなければならない。

3 前項に規定する記録は、必要に応じて取扱総括責任者を経て、総括管理者に提出しなければならない。

（操作担当者）

第14条 機器の適正な使用を図るため、操作担当者を置き、当該担当者は、機器を使用する前にあらかじめ、取扱総括責任者が指名する。

2 操作担当者は、機器の使用に関しては、主任者若しくは代理者、取扱総括責任者又は作業責任者の指示を遵守しなければならない。

（使用禁止）

第15条 操作担当者以外の者は、機器を使用してはならない。

（巡視等）

第16条 総括管理者は、常に室の巡視並びに電気設備、給排水整備及び給排気設備の点検を行い、放射線障害の防止に努めなければならない。

(検査等)

第17条 取扱総括責任者は、定期的に機器の検査を行わなければならない。

2 前項に規定する検査の回数は、年1回以上とする。

3 取扱い総括管理者は、第1項に規定する検査を行ったときは、当該検査結果を総括管理者を経て、主任者及び研究所長に報告しなければならない。

(異常の発見)

第18条 総括管理者又は取扱総括責任者は、点検、検査等の結果、異常を発見したときは、直ちにその旨を主任者及び研究所長に報告するとともに、修理等必要な措置を講じなければならない。

2 総括管理者又は取扱総括責任者は、前項に規定する措置を講じたときは、その旨を主任者及び研究所長に報告しなければならない。

(使用)

第19条 操作担当者は、機器を使用する場合には、取扱総括責任者又は作業責任者の指示及び監督のもとに、次の各号に従い、使用しなければならない。

(1) 機器の使用は、所定の場所及び方法によること。

(2) 装備された放射線同位元素が漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのないよう使用すること。

2 操作担当者は、使用中の機器に故障その他の異常が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに当該機器の使用を中止するとともに、その旨を主任者及び取扱総括責任者に報告しなければならない。

3 主任者及び取扱総括責任者は、前項に規定する報告を受けたとき、研究所長に報告するとともに必要な措置を講じなければならない。

(線源の保管)

第20条 取扱総括責任者は、洗浄、交換等必要な場合以外は、常に機器内に線源を保管しておかななければならない。

(注意事項の掲示)

第21条 取扱総括責任者は、機器取扱いに関する注意事項を機器設置付近の見やすい所に掲示しておかななければならない。

(施錠)

第22条 取扱総括責任者は、室を使用していないときは、常に当該室の出入口の戸に施錠しておかななければならない。

(運搬)

第23条 取扱総括責任者は、機器の修理又は洗浄等のため、運搬する必要があるときは主任者の立会いのもとに法第18条第1項及び規則第18条第1項に規定する運搬の基準に従って行わなければならない。

(業者への引渡し等)

第24条 取扱総括責任者は、線源の洗浄のため、機器から線源を取り外し、業者に郵送し、又は引

き渡す必要が生じたときは、主任者の同意を得たうえでなければ郵送し、又は引き渡してはならない。

(廃 棄)

第25条 老朽化その他の理由により機器を廃棄するときは、主任者の同意を得た上で廃棄業者に引き渡すものとする。

(場所の測定)

第26条 管理担当者は、法第20条第1項及び規則第20条第1項の規定により、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定しなければならない。

- 2 測定場所は、機器の表面及びその周辺とする。
- 3 第1項に規定する測定は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 新たに使用する機器の場合 使用開始前
  - (2) 現に使用している機器の場合 6月を超えない使用期間ごとに1回以上
  - (3) 線源を交換した場合 交換の都度
- 4 管理担当者は、第1項の規定により測定を行ったときは、当該結果を記録するとともに、主任者に報告しなければならない。
- 5 前項に規定する測定結果の記録は、研究所事務担当において5年間保存しておかなければならない。

(教育等)

第27条 管理担当者は、放射線障害を防止するため、機器の取扱業務に従事する者に対し、規則第21条の2第1項に定めるところに従って、必要な教育及び訓練を行わなければならない。

- 2 前項の規定による教育・訓練は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 実施時期は次のとおりとする。
    - イ 新たに機器取扱業務に従事する者 取扱業務開始前
    - ロ 現に機器取扱業務に従事する者 毎年1回
  - (2) 実施項目は次のとおりとする。
    - イ 放射線の人体に与える影響
    - ロ 機器の安全取扱
    - ハ 放射線障害防止に関する法令
    - ニ 予防要領
    - ホ その他放射線障害防止に関して必要な事項
- 3 前項の規定にかかわらず前項第2号に掲げる実施項目に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、教育・訓練の一部を省略することができる。
- 4 管理担当者は、第1項に規定する教育及び訓練に関する記録を作成し、当該記録を総括管理者を経て、主任者に提出しなければならない。
- 5 前項に規定する記録は、研究所事務担当において保存する。

(記録及び保存)

第28条 取扱総括責任者は、室に法第25条第1項及び規則第24条第1項第2号の規定により機器の使用、保管、運搬、廃棄並びに第27条に定める教育・訓練の結果に関する事項を記載する帳簿を備え付けなければならない。

- 2 操作担当者は、機器を使用する都度、必要事項を前項に規定する帳簿に記入し、使用後は作業責任者に報告しなければならない。
- 3 第1項に規定する帳簿は、各年度ごとに閉鎖し、当該閉鎖した帳簿は、研究所事務担当に5年間保存しなければならない。
- 4 帳簿の様式は別に定める。

(危険時の措置)

第29条 震災、火災 その他の災害により、放射線障害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき(以下この条において「災害の発生」という。)は、次の各号の定めに従って緊急の措置を講じなければならない。

- (1) 災害の発生を発見した者は、放射線障害の拡大防止に努め、かつ、直ちに主任者に連絡すること。
- (2) 主任者は、災害の発生の連絡を受けたときは、直ちに総括管理者及び取扱総括管理者に連絡するとともに、最寄りの警察署及び消防署に通報すること。
- (3) 主任者は、前号に規定する連絡及び通報を行ったのち、直ちに災害の発生場所に急行し、放射線障害防止に関する指示を与えること。
- (4) 主任者は、機器を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、なわを張り、標識等を設け、かつ、見張人を付けて関係者以外の者が、立ち入ることを禁止すること。
- (5) 主任者は、放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちにその拡大の防止及び汚染の除去を行うこと。
- (6) 主任者は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がある場合は、直ちに救出避難させる等の緊急の措置を構ずること。
- (7) 研究所長は本項に規定する事態が生じた時は、遅滞なく科学技術庁長官に届出ること。

2 機器及び放射性同位元素の盗難、所在不明等の事故を発見した者は、直ちに主任者に連絡し、主任者は研究所長に報告をするとともに警察署に通報し、研究所長はその旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、それぞれ科学技術庁長官に報告しなければならない。

(委 任)

第30条 この要領に定めるもののほか、放射線障害の防止に関する事項、研究所長が定める。

附 則

この要領は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、昭和61年7月25日から施行する。

附 則

この改正要領は、昭和61年12月10日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成元年4月1日から施行する。